

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇五十三（略）</p> <p>五十四 ジメチルジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP） ）、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) ジメチルジクロロビニルホスフェイト5%以下を含有する殺虫剤、ジメチルジクロロビニルホスフェイトを紙又はフェルトに吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフェイト〇・五g以下を含有するもの及びジメチルジクロロビニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフェイト二一・三九g以下を含有するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>五十四の二〇百三十六（略）</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇五十三（略）</p> <p>五十四 ジメチルジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP） ）、その化合物及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) ジメチルジクロロビニルホスフェイト5%以下を含有する殺虫剤及びジメチルジクロロビニルホスフェイトを紙又はフェルトに吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフェイト〇・五g以下を含有するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>五十四の二〇百三十六（略）</p>

